

問 総合学習とは。産業まつりの取り組みについて

小中学校で総合学習が導入されたが、どういったものか。西中で発表会が行われたが、学校や生徒の評価は、両中学で運動会や文化祭がなかったのは、その影響なのか。行事がなくならないと、子供達は不安をもっているか。

教育長 ある程度大まか目標を決め、情報教育、国際理解教育、地域教育、環境教育等、子供達に選ばせて学習させる。ねらいとしては、生きる力である。心のゆとりを持たせ、積み込みではなく、自分達の好きなものをさせようというの



町田宗助 議員

問 総合学習の目的は、学校教育的なものである。教師側生徒側とも概ねいい評価になっているが、課題もある。発表会を持つ事で運動会や文化祭がなかったが、次年度は行う予定である。

問 産業まつりは、町にどういった大きな行事だと思っか。取り組みが八月からとっては考えられない。もっと前に話し合いもあつたと思っか、商工会との連携に関しては、予算の関係と日程を上げては、農協や漁協とも話し合ったか、どうか。町には多くの産業があり、その振興を考えると、もっと大事な取り組みをすべきかと思っか。

産業課長 まつりがあると言っ事で、農業者関係団体には、口頭で話していたが、取り組みは八月からで、農協とは調整したが、漁協とはしてない。

町長 まつりの持ち方には、いろいろな疑問も出ていて、この機会に総括してみたい。

廃タイヤ等の不法投棄物について



問 十月二十四日イジュン川で、廃タイヤ等の不法投棄物の撤去作業が行われたが、まだ多くの廃棄物が残っているかどうにあるか。同じ様な場所が他にもないか。他の廃棄物はどうか。小波津川の上流部にあるが、川への影響はないか。環境ツアーを組んで、町民が知るよう取り組みができるか。

町長 約二千本しか処理できない。撤去責任は、原則地権者と管理者に同じ様な場所が、呉屋の二五〇番地、柳原の三〇五番地の三、内間団地の上方と、三カ所確認されている。他の不法投棄については、サミットに向けてほとんど撤去したが、その都度撤去している。小波津川への影響はほとんどないであろう。環境ツアーについては、十三年度から、もっと監視の目を強め、広報活動で町民に知らせていきたい。

問 南地区区画整理事業を見直して、我謝白川原地域の早期整備を求める

南地区区画整理事業が計画されてから十年余の歳月が過ぎたにもかかわらず、推進協議会さえ立ち上げることが出来ない状況であり先の見えないこの事業を抜本的に見直して我謝白川原一帯の生活環境整備を早急に行なうべきではないかと思っか。特に排水の整備がなされてないがために、大雨の度に住宅地への浸水等で日常生活に大変不安を与えており、特に今年回の大雨では我謝七四四番地の小鍋さん宅や隣の家我さん宅が大きな被害を被っ

問 何人たりとも他人の土地や財産を使用するに当たってはその対価として賃料や使用料を支払うのが当然であると思っか。



小川 孝 議員

問 運々として進まない事業の一番の問題点は何かお答えいただきたい。

区画調整課長 この事業に対して減歩率が三四％であるのが要因と思っか。

問 公共道路として使用されている個人不動産の実態とその保障について

問 何人たりとも他人の土地や財産を使用するに当たってはその対価として賃料や使用料を支払うのが当然であると思っか。

問 果が試算として出した本町の近隣五町村(手原那原町、佐敷町、大里村、知念村、玉城村)との合併については今後の厳しい財政事業や住民ニーズに答えられない事例があるか。筆数と総面積はいかほどか。またそれは財産の侵害に当たらないと思っか。どういったところか町は長年にわたる個人所有地を町道として使用しながらその借地料を支払っていない事例があるか。筆数と総面積はいかほどか。またそれは財産の侵害に当たらないと思っか。どういったところか町は長年にわたる個人所有地を町道として使用しながらその借地料を支払っていない事例があるか。

土木課長 面積は五万五千平米あります。筆数は二千八百筆あり、借地料は一部地域で支払っておりませ

問 県試案の市町村合併に前向きな取組みを

問 果が試算として出した本町の近隣五町村(手原那原町、佐敷町、大里村、知念村、玉城村)との合併については今後の厳しい財政事業や住民ニーズに答えられない事例があるか。筆数と総面積はいかほどか。またそれは財産の侵害に当たらないと思っか。どういったところか町は長年にわたる個人所有地を町道として使用しながらその借地料を支払っていない事例があるか。

町長 果が試算として出した本町の近隣五町村(手原那原町、佐敷町、大里村、知念村、玉城村)との合併については今後の厳しい財政事業や住民ニーズに答えられない事例があるか。筆数と総面積はいかほどか。またそれは財産の侵害に当たらないと思っか。どういったところか町は長年にわたる個人所有地を町道として使用しながらその借地料を支払っていない事例があるか。

学推協の目指す地域づくりとは 住民投票条例制定と町村合併について



伊川幸子 議員

問 町長の公約に住民投票条例の制定を掲げておられますが、その意図としては何でしょうか。

町長 町民参加の問題で、行政への直接参加という大きなねらいが込められています。合併そのものが住民投票条例ということではなく、町政の基本にかかわる事項について、必要に応じて町民が直接意志判断を下すという制度として住民投票条例の制定が必要であると考えております。国の方では住民投票条例に基づいて合併促進を図っていますという形になっていてますが、この問題は必ずしも同一ではありません。



正月のもちつき体験をする子どもたち(坂田区)

問 町民参加の問題で、行政への直接参加という大きなねらいが込められています。合併そのものが住民投票条例ということではなく、町政の基本にかかわる事項について、必要に応じて町民が直接意志判断を下すという制度として住民投票条例の制定が必要であると考えております。国の方では住民投票条例に基づいて合併促進を図っていますという形になっていてますが、この問題は必ずしも同一ではありません。

問 ゴミ袋の有料化が間違っていきませんか。

町長 ゴミ減量効果を考えて平成13年度を目途に推進していきたいと考えています。

問 町村合併について現在の考えと将来的な展望についてお聞かせ下さい。

町長 いま合併する、しないということでは考えておりません。制度上原則から法的改正された時点で総合的に判断する必要があるが、町民が何を望むかを基本に对应したいと考えています。

問 給食センターに集められた残飯を、生ゴミ処理機を導入して肥料にする考えはないですか。

教育総務課長 現在残飯は養豚業者の方に豚の飼料として出している。養豚業者の方との契約もあるし、一気にはいかない。また今、一日の残飯が五百短程もあつた、給食センターで処理をやった場合でもいろんな問題を含んでいるようにです。

問 ゴミの有料化?

町長 町民参加の問題で、行政への直接参加という大きなねらいが込められています。合併そのものが住民投票条例ということではなく、町政の基本にかかわる事項について、必要に応じて町民が直接意志判断を下すという制度として住民投票条例の制定が必要であると考えております。国の方では住民投票条例に基づいて合併促進を図っていますという形になっていてますが、この問題は必ずしも同一ではありません。

問 環境問題は町民の力で 将来は生ゴミの堆肥化を 図り住み良い街に

一、現在の5種分別はスムーズに稼働しているか。可燃ゴミの内、生ゴミの割合は何%か。将来生ゴミの堆肥化については考えてないか、最終処分場について町の計画は、二、マリンタウンプロジェクト(MTP)事業について、西原町に対して、住宅用地その他の用地に対して、県からの変更案が提示されていますが、二〇〇一年に於けるMTP西原地区の執行計画はどのようになっているのかお伺いします。

町長 マリンタウンプロジェクト



屋良朝英 議員

エクソの用途の変更等の問題であります。平成十一年度の土地利用等に関する検討会でホテル用地の一部縮小、当初計画のリゾートホテルでは問題があると言っことでシティーホテルに変更、さらに商業用地拡大、これは交通センター予定しておりましたが、その部分が縮小され一部変更になっておりますが、その後の変更については聞いておりません。平成十三年度事業は、東崎公園の用地買収、工業地域、住宅用地等の実施計画及び造成工事、上水道の整備、県事業としては、海浜公園、人口ピーチ道路等、合わせて町の町道小那那、マルゼンタウン線の実現に向けて努力をしております。

健康衛生課長 五種分別については、資源ゴミは町のシルバー人材センターで、その他のゴミは、委託五業者で五地区に分けて回収しております。生ゴミの割合は二番目の調査方法ともかわつてきますが、東部清掃施設組合では毎年四回、組成を標準の六種に分けて検査しています。①紙、布類、

②ビニール、合成樹脂類、③木、竹、ワラ類、④チューカイ類(生ゴミ)⑤不燃物⑥その他に分けます。調査方法は基準どおりに行います。生ゴミの割合は、大体二〇〜三〇%で、最も多い時は四〇%に達する時もあります。平成十年から十二年十月までの平均は七・五%です。将来生ゴミの堆肥化については、大型施設を必要としていますので町独自では考えていませんが、広域でそう言う方法があれば考慮する価値はあると思っか。

助役 最終処分場について南部地区最終処分場建設推進協議会を今年四月に発足させ、その中に用地選定委員会を置き用地選定作業を進めているところです。これまでに四回委員会を開催し、複数の候補から今一報所に取り込んでいます。報告はまだです。用地選定委員は十構成市町村の助役と担当課長の正副会長二人と合わせて十二人。

